最終更新日：2014年12月22日

IMV株式会社
代表取締役社長　岡本　二朗
問合せ先：06-6478-2565
証券コード：7760

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスを充実させることを経営の重要課題の一つであると考えております。その方針に沿って執行役員制度を平成14年1月から導入し、取締役会の本来の機能をさらに凝縮・充実させ、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図る体制を敷いております。会社法上の機関及びその他業務意思決定機関としては、最高機関としての株主総会、その選任による取締役で構成される取締役会が、当社の事業全般の最高意思決定機関に位置付けられます。また、同様に株主総会にて選任された監査役で構成される監査役会は、取締役の職務の執行について監査いたします。さらに、取締役会の下位機関として執行役員会を設けております。これは、意思決定と業務執行を分離し、業務の達成・充実を目的として、より現場業務の実体に即した運営を目指すものであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社SEIKO	2,993,100	17.65
IMV従業員持株会	1,294,320	7.63
小嶋　成夫	1,281,000	7.55
小嶋　淳平	814,660	4.80
IMV取引先持株会	777,000	4.58
エスペック株式会社	766,000	4.51
IMV株式会社	613,473	3.61
小嶋　健太郎	435,464	2.56
日本証券金融株式会社	416,000	2.45
北中　壽一	300,000	1.76

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
草野　欽也	他の会社の出身者					○				
小嶋　健太郎	税理士						○			

※1　会社との関係についての選択項目
a　親会社出身である
b　他の関係会社出身である
c　当該会社の大株主である
d　他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
e　他の会社の業務執行取締役、執行役等である
f　当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
g　当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h　本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由（独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む）
草野　欽也	○	株式会社藏商会 相談役	株式会社藏商会での代表取締役としての経営全般に係る知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、また独立性基準及び開示加重要件に該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
小嶋　健太郎		小嶋健太郎税理士事務所 所長	税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、当社の会計監査を行っている有限責任監査法人トーマツと定期的に意見交換を行い、業務上や会計上の課題に

ついて情報を共有するよう努めております。
具体的には、年1回の監査計画説明会において監査計画の概要について説明を受けるとともに、年4回の監査報告会において実施された監査の概要やその結果等について説明を受け、業務上の課題についても意見交換を行っております。
また、内部監査室が内部監査を担当しております。監査役会と内部監査担当者は内部監査計画書、内部監査実施通知書、内部監査報告書、改善指示書及び内部監査改善回答書を活用し情報交換を実施しており、必要な場合は内部監査に監査役が立会い、監査の妥当性を検証しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
寺田　康男	他の会社の出身者					○				
橋本　光	他の会社の出身者				○					

※1　会社との関係についての選択項目
a　親会社出身である
b　その他の関係会社出身である
c　当該会社の大株主である
d　他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
e　他の会社の業務執行取締役、執行役等である
f　当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
g　当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h　本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由（独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む）
寺田　康男	○	朝日電器株式会社専務取締役管理本部本部長	朝日電器株式会社の専務取締役管理本部本部長として企業経営に対する見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、また独立性基準及び開示加重要件に該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
橋本　光	○	神田通信機株式会社社外監査役、株式会社C＆Gシステムズ社外監査役	山一證券株式会社、松井証券株式会社にて支店長、取締役を長年に亘ってご経験され、その後、株式会社ジャスダック証券取引所においてはIR支援部長、執行役ステークホルダーズ本部副本部長を歴任され多種多様な企業の会社運営につき知識を有し、企業における内部統制に対する高い見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、また独立性基準及び開示加重要件に該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、業績連動型報酬制度やストックオプション制度は導入しておりませんが、役員賞与については、業績を勘案して報酬金額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年９月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下の通りであります。
取締役に払った報酬：104,119千円
監査役に払った報酬：11,488千円
社外役員に支払った報酬：19,602千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役からの委嘱を受け、経営企画本部が主体となり適宜職務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

a 取締役会
取締役会は、月１回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の意思決定及び業務執行の監督を行っております。
b 監査役会
監査役会は、取締役会や各部門が開催する会議への出席のほか、内部監査室、会計監査人と連携しつつ、稟議案件及び業務・財産の状況調査を通じて取締役の職務遂行等について監査を行なっております。
c 執行役員会
意思決定と実務執行を分離し、実務執行の達成・充実のため平成14年１月より執行役員制度を導入しております。取締役会の決議に基づく業務の遂行について、執行役員間の情報交換・連絡・調整を円滑に図ることを目的に、原則として月１回の定例執行役員会を開催しております。
d 内部監査
社内規程に謳われている規則は、取締役を筆頭に従業員全員がそれをよく守り、適正・効率的な業務運営を心がけております。その監視としましては、内部監査室を設け、内部監査規程及び内部監査マニュアルによる定期及び特命監査を実施し、社内の不正・誤謬を未然に防ぐ体制を敷いております。
e 会計監査
会計監査は有限責任監査法人トーマツに依頼し、通常の監査業務のほか適宜アドバイスを受けております。
（会計監査の状況）
監査法人：有限責任監査法人トーマツ
業務を執行した公認会計士
指定社員 業務執行社員 井上　嘉之、西方 実
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 ３名、その他４名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や経営環境等から総合的に判断した結果、上記のガバナンス体制により、当社の業務執行の適正性と透明性は確保されているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	事前にIRサイトに招集通知を掲載し、また株主総会終了後には決議通知を掲載するなど、開かれた総会運営を目指しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに決算説明会を開催し、代表者自身により主に機関投資家・アナリス トに対して決算の内容及び今後の戦略について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	半期ごとに決算説明会を開催し、代表者自身により主に機関投資家・アナリストに対して決算の内容及び今後の戦略について説明しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：代表取締役社長　岡本　二朗 IR実務連絡責任者：経営企画本部　坂本　吉隆 IR担当部署：経営企画本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境経営の一環として、平成18年8月に当社大阪サイトにてISO14001の認証を取得しております。また、省エネ型振動シミュレーションシステムの開発など製品によるCSRを推進しております。
その他	個人情報保護に関する関する基本方針及びその取扱い基準を明確にし、社内規程として役員及び従業員に周知徹底するとともに、プライバシー・ポリシーをホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は、以下の通り取締役会で決議されております。
1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令、定款遵守体制の確立に努める。
2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書その他の職務の執行にかかる文書及び電磁的記録を社内規程に従い適切に保存し、管理する。
3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）不測の事態が発生し又は発生する恐れがある場合の体制を事前に整備するように努め、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
（2）社内規程に従い、適切な機密管理及び個人情報保護管理を実施する。
4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）平成14年1月より執行役員制度を導入し、意思決定と実務執行を分離することで、取締役の意思決定の効率化を図っている。
（2）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに職務執行の状況について監督する。
（3）社内規程に基づく職務権限、意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
（4）策定した中期事業計画に従い、目標達成に向け職務を執行する。
5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）社会のルールを遵守して公正に活動するために、法令、定款に適合した行動規範を社内規程において明確にし、その周知徹底を図る。
（2）総務、法務部門の強化を行い、コンプライアンス体制の充実を図る。
（3）社内規程に従い、公益通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処が可能な体制を整備する。
（4）内部監査においてコンプライアンスの状況を監査する。
（5）必要に応じて外部の専門家等を起用し、法令、定款違反行為を未然に防止する。
6 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
（2）当社執行役員を関係会社管理責任者とし、事業の総括的な管理を行う。
（3）親会社の内部監査を子会社にも適用し、実施する。
7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、現状の企業規模を考慮し、現時点においては監査役の職務を補助すべき独立した人員を配置していないが、内部監査室は監査役からの委嘱を受け、適宜監査役の職務を補助するものとする。
8 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、以下の事実を知ったときは、遅滞無く監査役会に報告するものとする。また、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定についても、遅滞なく監査役会に報告するものとする。
（1）職務執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実
（2）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
（3）内部通報制度に基づき通報された事実
9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役会は、代表取締役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うほか、意思の疎通を図るものとする。
（2）監査役会は、会計監査を行なっている監査法人及び内部監査室とそれぞれ定期的及び随時に意見交換を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、必要に応じて警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

――